

ノエビアカード Visa 特約

第1条（名称）

ノエビアカード Visa（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社ノエビア（以下「ノエビア」といいます。）と株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、Visa カード機能を有します。

第2条（会員）

ノエビアカード Visa 会員（以下「会員」といいます。）とは、ジャックスカード会員規約を承諾の上、ノエビア並びに当社に本カードの入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

第3条（年会費）

本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、無料とします。

第4条（ノエビア等でのカードショッピングの支払金の支払方法）

1.会員が本カードをノエビア及びノエビアの販売代理店（以下総称して「ノエビア等」といいます。）で翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定払、ボーナス1回払のいずれかを指定してカードショッピングをご利用された場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表1のとおりとなります。

但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表1と異なる場合があります。

【別表1】（通常条件）

(a)支払回数	1回	3回	4回	5回	6回	10回	ボーナス1回
(b)支払期間(ヶ月)	1	3	4	5	6	10	1～8
(c)実質年率(%)	0.00	14.75	15.75	16.25	16.75	17.75	0.00
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	0.00	2.46	3.28	4.10	4.92	8.20	0.00

2.お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に別表1(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。

（例）現金価格 100,000 円 10 回払の場合

●支払総額

$100,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円} \times (8.2 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) = 108,200 \text{ 円}$

●月々の分割支払金

$108,200 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 10,820 \text{ 円}$

3.会員が本カードをノエビア等で、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定払のいずれかを指定して無金利条件でカードショッピングをご利用された場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表2のとおりとなります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表2と異なる場合があります。一部店舗においては、無金利条件を使用できない場合があります。詳細については、ノエビア等の店舗にてご確認ください。

【別表2】（無金利条件）

(a)支払回数	3回	4回	5回	6回
(b)支払期間(ヶ月)	3	4	5	6
(c)実質年率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	0.00	0.00	0.00	0.00

4.お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に別表2(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。

(例) 現金価格 60,000 円 6 回払の場合

●支払総額

$60,000 \text{ 円} + 60,000 \text{ 円} \times (0.0 \text{ 円}/100 \text{ 円}) = 60,000 \text{ 円}$

●月々の分割支払金

$60,000 \text{ 円} \div 6 \text{ 回} = 10,000 \text{ 円}$

第 5 条 (カードショッピングのリボルビング払)

1. 会員が本カードをジャックス加盟店及び Visa 加盟店又はノエビア等で元利定額リボルビング払を指定した場合、毎月の弁済金(※1)は、当社が設定した金額のうちから会員が申込時に指定した金額(但し、指定がない場合は当社の指定した金額)とします。弁済金(※1)が申込時に指定した金額以下となる場合は、残金全額としてお支払いいただきます。包括信用購入あっせんの手数料(※2)は、毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して、1.32%を乗じた額とします。

●包括信用購入あっせんの手数料(※2)の料率

実質年率 15.84%

2. 支払元利金の具体的算定例は次のとおりです。

(例) 毎月の弁済金(※1)が 10,000 円の場合で、当月末日の累積代金残高が 100,000 円のと看

●弁済金(※1) 10,000 円

●包括信用購入あっせんの手数料(※2)

$100,000 \text{ 円} \times 15.84\% / 12 \text{ ヶ月} = 1,320 \text{ 円}$

●支払元金 $10,000 \text{ 円} - 1,320 \text{ 円} = 8,680 \text{ 円}$

3. 会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードショッピングの弁済金(※1)の変更、翌月弁済金(※1)の増額支払ができるものとします。

4. 毎月のカードショッピングの弁済金(※1)は、会員が申込時に指定した金額(コース)となります。

毎月のカードショッピングの弁済金(※1)				
5,000 円コース	7,000 円コース	10,000 円コース	15,000 円コース	20,000 円コース

(※1) カードショッピングのリボルビング払における月々の支払金額のことをいいます。

(※2) カードショッピングのリボルビング払における手数料のことをいいます。

第 6 条 (カードキャッシングの支払金の支払方法)

1.(1) 日本国内で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、残高スライド元利定額リボルビング払(以下「リボルビング払」といいます。)とします。

(2) Visa と提携した日本国外の取扱金融機関等で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、カードショッピングと同一とし、残高スライド元利定額リボルビング払とします。

2.(1) 会員の毎月のリボルビング払のお支払コースは、別表 3 に定めるコースとします。

支払元金が申込み時に指定した金額以下となる場合は、残金全額とし、これに利息を加算してお支払いいただきます。

【別表 3】お支払コース

利用残高	30 万円以下
支払元利金	10,000 円

(2) 利息の実質年率は 18.00%とし、前回返済後のリボルビング利用残高に対して、前回返済日の翌日から次回返済日までの期間の日割計算となります。なお、ご利用後第 1 回返済分の利息の計算はご利用日の翌日から初回返済日までの期間の日割計算とします。但し、日本国外でカードキャッシングを利用した場合、第 1 回返済分の利息は、当社が会員に請求を行った月の初日(但し、利用日以降)から返済日までの期間の日割計算となります。

第 7 条 (ラブリイポイント)

本カードにて、カードショッピングをご利用いただいた場合、月間のカードショッピングご利用金額合計 200 円毎に 1 ポイント付与するものとします。但し、お支払い方法がリボルビング払いの場合、月間のカードショッピングご利用金額合計 200 円毎に 2 ポイント付与するものとします。

第 8 条（適用）

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。